

長泉町内の中小企業者のみなさま!!

# 長泉町中小企業者等 人材確保支援事業費補助金

補助額

最大20万円

令和7年4月  
受付開始

長泉町の人材確保の支援策として、正社員を採用する中小企業者等を対象に、職業紹介事業者を利用する費用の一部を補助します。

補助対象者	次のいずれにも該当する者										
	①町内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者等であること (中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者及び常時雇用する従業員数が300人以下の一般社団法人等、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人)										
	<table border="1"><thead><tr><th>業種分類</th><th>中小企業基本法の定義</th></tr></thead><tbody><tr><td>製造業、建設業、運輸業その他の業種</td><td>資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td></tr><tr><td>小売業</td><td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td></tr></tbody></table>	業種分類	中小企業基本法の定義	製造業、建設業、運輸業その他の業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人	小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
	業種分類	中小企業基本法の定義									
	製造業、建設業、運輸業その他の業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人									
	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人									
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人										
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人										
②町内に正社員を勤務させる事業所を有すること											
③職業紹介事業者から紹介された人材を採用し、就業場所を町内の事業所とすること											
④町税等の滞納がないこと等											
⑤風営法により規制される業種及びこれに類する業種又は消費者に著しく不利益を与える事業を営むもの及び政治団体及び宗教上の組織又は団体に関するものでないこと											
補助対象事業	職業紹介事業者から紹介された採用予定者を正社員として採用する事業 (他の補助金等の交付を受けている場合及び子会社又はその関連会社が運営する職業紹介事業者を利用する場合を除く)										
対象経費	正社員を採用した成果により職業紹介事業者へ支払う経費、手数料 (消費税及び地方消費税を除く。)										
補助率	3分の1										
限度額	20万円(1,000円未満切り捨て)										
申請回数等	1事業所につき1年度に1回										



▲詳細はこちら

問い合わせ先：長泉町産業振興課 〒411-8668 長泉町中土狩 828 番地  
電話：055-989-5516 メール：sangyo@town.nagaizumi.lg.jp